

入札監理小委員会における審議の結果報告 新規起業事業場就業環境整備事業

厚生労働省の新規起業事業場就業環境整備事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成27年4月から平成29年3月までの2年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 対象業務の内容について

【論点】

- ・アンケートの回収方法について、率直な回答が得られるような工夫が必要ではないか。

【対応】

- ・その場で記入したアンケートを厳封させることを明記した。

(資料1-2 通しP7)

2. 確保されるべき対象公共サービスの質について

【論点】

- ・確保されるべき業務の質について、評価指標の測定方法を明確に記載すべきではないか。

【対応】

- ・普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合について、2回目の普及指導時に実施するアンケートで確認することを明記した。

(資料1-2 通しP10、31)

3. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準

【論点】

- ・評価基準について、事務所の設置の加点が大きく、多数の拠点を既に設置している従来の受託事業者に有利とならないか。
- ・経営状態に対する必須項目と加点項目について、整理する必要がある。

【対応】

- ・拠点の設置の利便性についての提案が加点されるように記載を修正した。
- ・経営状態についての加点項目を削除した。

(資料1-2 通しP32、33)

4 . パブリックコメントで寄せられた意見への対応について

平成 26 年 8 月 6 日から 26 日まで意見募集を行ったところ、4 者から意見が寄せられ、意見を踏まえ、必要な修正を行った。

(資料 1 - 2 　通し P 4 、 7 、 10 、 51)

以上